

平成28年12月吉日

みなさまへ

社労士事務所HIKARI

所長 川浪 宏

実務セミナー

「有期雇用契約・パート雇用・定年後再雇用をめぐる最新判例動向と実務上の留意点」の
開催に寄せて

平素より社業上、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度は、毎月お届けしております事務所通信に実務セミナーのご案内を同封いたしました。

このセミナーの開催の理由を僭越ではございますがご披露させて頂き、少しでも多くの方にご参加賜りたく存じております。

【セミナー開催の理由】

遡ること、平成20年3年に労働関係の契約関係を規律する全く新しい法律、「労働契約法」が施行されました。労働関係の法律で最もポピュラーな法律だと言える「労働基準法」は昭和22年の施行であり、戦後から平成20年に至る約60年に渡って、労働契約を規定している法律はありませんでした。

そのことが、「労使紛争が起こった場合、何が問題になるのか分かり難い」「裁判例は個別問題の判決なので参考にし難い」等と、労使紛争の解決の予測可能性を低くしていた要因の一つだったと考えます。

一方、最近の労使紛争の多くは、労働契約法をもって判断されるようになっております。

今年、平成28年5月に労働問題に関わる多くの人々が注目した「長澤運輸事件」は、その新しい法律である労働契約法の解釈が問題になっております。

今、時の政権である安倍内閣は「働き方改革」を第一の政策として掲げております。働く価値が同じであれば、雇用区分（正社員やパート等の違い）に関わらず、「同一労働同一賃金」すら念頭に置いて進んでいるかのようであります。

このような、労働に対する価値観が大きく変わろうとしている時期に、私のような一介の社会保険労務士に何が出来るのか？ 顧問をさせて頂いているお客様に対して、どのようなアドバイスが最適なのか？ を、日々頭を悩ませながら模索しております。

そこで出した答えは、先ず、自分自身の確固たる基盤固めを行うことです、ご縁に恵まれ、平成28年4月より熊本大学大学院法曹養成研究科(通称:熊本大学ロースクール)に入学し、週1回の授業ではありますが、紺屋教授の指導を賜っております。

次に、学んだ知識や知見を多くの方々に還元することです。社会保険労務士事務所の所長として、日常様々な労働問題に接する際に、なるべく理屈っぽくならず、分かり易くご理解頂けるよう努めております。ただ、日常様々な労働問題は「個別の問題」であり、十分に皆様にお伝えできているか、甚だ心細いものがあります。

そこで、熊本大学でご指導頂いている紺屋教授に趣旨をご快諾いただき、セミナー形式で皆様に最先端の知見を還元する機会を設けることといたしました。当然、私ひとりでは力不足ですので、同じく法曹養成研究科で学ぶ、同業(と言ってもかなりベテラン)の伊東社会保険労務士事務所所長の伊東先生とのコラボレーション企画と相成っております。

私と伊東先生は、熊本市で同じく社会保険労務士事務所を経営する同業であり、下種な言い方をすればライバルです。社会保険労務士界では、私と伊東先生のような競業関係にあるライバル同士でのコラボレーション企画は珍しいものと思います。にも関わらず、紺屋教授の左右を実務家である二人の社労士で固めることで、理論と実践面の両方を、少しでも皆様に還元したいとの思いで垣根を取っ払って企画したものであります。

弊所単独企画のセミナーではありませんので有料開催とさせて頂いておりますが、今後の「働き方改革」等の労働問題について、どのように立ち向かっていくのか?と言った観点から今後の企業経営の参考となるセミナーとなるよう精一杯努めておりますので、大勢の皆様のご参加を心からお待ちしております。

(追記)

弊所の顧問契約を結んで頂いているお客様は、1名様無料でご招待いたします。お申し込みは同封のチラシをFAXいただくと大変助かります。

このセミナーは、事務所通信で先行案内しております。平成29年1月初旬に、日経新聞等で告知予定です。定員に限りがございますので、お早めのお申し込みをよろしくお願い申し上げます。